

一般社団法人美濃市観光協会美濃和紙あかりアート作品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人美濃市観光協会（以下「協会」という。）が所有する美濃和紙あかりアート作品（以下「作品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出しを行う作品は、会長が選定するものとする。

(貸出対象)

第3条 物品の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 美濃和紙あかりアート展を広く周知できる個人、法人又は団体
- (2) 美濃和紙の普及に貢献できる催事を実施する個人、法人又は団体
- (3) その他会長が適当と認める者

(貸出の期間等)

第4条 物品の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは7日を単位として貸出期間を延長することができる。

(貸出の申請)

第5条 作品の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美濃和紙あかりアート作品借用申請書(様式1)に必要な書類を添付して会長に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 作品を破損し、又は著しく汚損させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 申請者が過去に物品を借り受けた際に不適切な使用等が認められたとき。
- (4) 申請者が第9条の規定により貸出の承認の取消しを受けているとき。
- (5) 協会の業務に支障をきたすと認められたとき。
- (6) その他会長が貸出しについて適当でないとしたとき。

2 会長は、前項の規定により貸出しを承認するときは美濃和紙あかりアート作品貸出承認書(様式2)により、また承認しないときは美濃和紙あかりアート作品貸出不承認書(様式3)により申請者に通知するものとする。

3 会長は、作品の貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

(貸出料)

第7条 貸出しの承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出料を減免することができる。

- (1) 美濃市の主催又は美濃市と共同主催するイベント等で使用する場合
- (2) その他会長が必要と認めるとき。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸出期間中、善良な管理者の注意をもって作品を管理すること。
- (2) 作品は承認されたイベント等でのみ使用すること。
- (3) 現地での配線工事は申請者が施工するものとする。また、それにかかる費用は使用者が支払うものとする。
- (4) 使用後は必ずケースの汚れを落とし乾燥させること。
- (5) その他会長が付した条件に従って作品を使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出の承認を取り消すこととする。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請内容により貸出しの承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めたとき。

2 会長は、貸出の承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(返却)

第10条 申請者は、貸出期間内に、会長が指定する場所へ作品を返却するものとする。

2 申請者は、作品を返却するときに点検を受けるとともに、美濃和紙あかりアート作品使用実績報告書(書式問わず)に展示風景の写真を添えて会長に提出しなければならない。

(賠償等)

第11条 申請者は、作品に破損、汚損、紛失等の損害を生じさせたときは、その原因にかかわらず、会長の指示に従い、申請者の責任及び負担において作品を原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 作品の使用により生じた事故等については、申請者の責任において処理するものとする。

3 会長は、作品の使用により申請者が被った損害等に対する賠償責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、作品の貸出し等に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。